

基本情報

| | | | |
|----|-------------|-----------|----------------------|
| 所属 | 法学部 法律学科 | 氏名 | 権田 和雄 Gonda Kazuo |
| 職名 | 特任教授 | E-mail | gonda@law.kiu.ac.jp |
| | | 研究室ウェブサイト | |

■ 学歴・取得学位

| | |
|---------------|---------------------|
| 1978(昭和53)年3月 | 関西大学法学部法律学科卒業 (法学士) |
|---------------|---------------------|

■ 主な職歴

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 1978(昭和53)年4月 | 国税庁採用(国家公務員上級試験甲種法律職) |
| 1983(昭和58)年7月 | 大蔵省専売公社管理監付係長(～昭和60年まで) |
| 1985(昭和60)年7月 | 須崎税務署長(高松国税局)(～昭和61年まで) |
| 1986(昭和61)年7月 | 大蔵省証券局企業財務課課長補佐(～昭和63年まで) |
| 1989(平成元)年7月 | 熊本国税局総務課長(～平成3年まで) |
| 1991(平成3)年7月 | 大蔵省理財局国有財産総括課課長補佐(～平成5年まで) |
| 1994(平成6)年7月 | 東京地方裁判所刑事部(脱税専門部)調査官(～平成8年まで) |
| 1996(平成8)年7月 | 仙台国税局調査査察部長(～平成9年まで) |
| 1997(平成9)年7月 | 国税不服審判所本部管理室長(～平成11年まで) |
| 2001(平成13)年7月 | 石油公団資金部長(業務部長)(～平成16年まで) |
| 2004(平成16)年7月 | 金沢国税局総務部長(～平成17年まで) |
| 2005(平成17)年7月 | 税務大学校教頭(～平成18年まで) |
| 2009(平成21)年7月 | 福岡国税不服審判所長(～平成22年7月まで) |

教育活動

■ 主な担当授業科目

| |
|--|
| ○ 学部：税法総論(前期)、税法各論(後期)、税法演習(3年生) |
| ○ 大学院：税法特殊研究、論文指導(論文テーマは下記研究テーマに限定しない) |

■ 教育上の特記事項

| |
|---------------------------------------|
| ○ 教科書・教材：「税法概論」 圖子善信著(学部)、「租税判例百選」(院) |
| ○ 教育活動： |
| ○ 免許・資格：税理士資格(国税審議会通知47711号) |

研 究 活 動

■ 研究分野

| | |
|---------|-------------------------|
| 研究分野 | 租税法 |
| 主な研究テーマ | 租税刑事法（脱税）、租税救済法（更正の請求等） |
| キーワード | |

■ 主な著書・論文等

| |
|---|
| <p>著書 大蔵省証券局在職時に証券取引法改正に関して</p> <p>①「改正ディスクロージャー制度の解説」（共著）昭和 62 年 5 月 商事法務研究会</p> <p>②「改正ディスクロージャー制度 Q & A」（共著）昭和 63 年 7 月 資本市場研究会</p> |
| <p>論文</p> <p>①コンプライアンス基盤整備のための租税ほ脱行為のペナルティ体系の考え方—租税ほ脱犯の特質からの考察—（単著）平成 18 年 6 月 税務大学校論叢 51 号</p> <p>②「国税通則法 23 条 2 項 1 号による更正の請求」（単著）平成 20 年度裁決等研究事例（国税不服審判所本部編）</p> <p>③「課税負担の錯誤に起因する国税通則法 23 条 2 項 1 号による更正の請求」（単著）同 21 年度版</p> <p>④「政治献金等収入と課税」（単著）平成 24 年 3 月、税大ジャーナル 18 号</p> <p>⑤「滞納処分妨害罪の解釈の在り方について一事例を基に一」（単著）九州国際大学法学論集 25 年度 3 号</p> <p>⑥「所得区分の基準—一時所得と雑所得を中心に—」税法学 573 号（27 年 5 月）</p> <p>⑦「後発的事由による更正の請求—課税負担の錯誤—」九州国際大学法学論集 21 卷 1.2.3 合併号</p> <p>⑧九州国際大学法学論集 23 卷 1.2. 3 卷合併号（29 年 3 月） 「暴力団と課税—上納金課税を契機として—」</p> <p>⑨九州国際大学法学論集 24 卷 1.2 号合併号（30 年 8 月） 「租税刑事事件の諸相—制度と運用—」</p> <p>⑩九州国際大学法学論集 24 卷 3 号合併号（31 年 3 月）「政府提出法案の作成過程—大蔵省法案の例—」</p> <p>⑪九州国際大学法学論集 25 卷 3 号（令和 2 年 3 月）「空家政策と租税特別措置法 35 条 3 項」</p> <p>⑫九州国際大学法学論集 26 卷 1・2-3 号（3 年 3 月刊予定） 「税理士法人が提案した節税案が不適切で余計な税金を払ったとして損害賠償請求を受けた事案」（判例研究）</p> |
| <p>学会発表</p> <p>○租税訴訟学会・中四国支部講演会「国税不服審判所の現状と課題」24 年 3 月</p> <p>○日本税法学会・九州地区「課税負担の錯誤と更正の請求」24 年 9 月</p> <p>○日本税法学会・九州地区「滞納処分妨害罪の解釈と適用」25 年 10 月</p> <p>○日本税法学会九州地区「所得税における所得区分の基準」（27 年 4 月）</p> |

| |
|---|
| ○租税訴訟学会九州北支部「租税法における基本原理の再検討」27年5月 |
| ○租税訴訟学会九州北支部「反社会的勢力と課税」27年12月 |
| ○租税訴訟学会九州北支部「税理士・弁護士の事業承継に係る対価の所得区分」28年7月 |
| ○日本税法学会九州地区「公営競艇の従事員に係る退会餞別金の所得区分」28年11月 |
| ○租税訴訟学会九州北支部「国税不服審判所裁決の形成過程」28年12月 |
| ○日本税法学会九州地区会 「所得の把握が困難な団体への（課税）アプローチ暴力団課税を題材として一」29.12 |
| ○租税訴訟学会九州北支部 「租税処罰法の適用と解釈」29.12 |
| ○北九州刑事研究会（31.2福岡地裁小倉支部：裁判官、研究者）「暴力団と課税」 |
| ○租税訴訟学会九州地区「租税ほ脱犯の無罪判決の検証」令1.12 |
| ○租税訴訟学会九州地区「無申告申告ほ脱犯を考える」令2.7 |

■ 大学就任以前の主な業務上の実績

| | |
|-------------|--|
| 1983(昭和58)年 | 大蔵省専売公社管理監付係長在職時、専売改革5法案のうち「塩専売法」の立案（条文作成）を担当。 |
| 1986(昭和61)年 | 大蔵省証券局企業財務課補佐在職時、証券取引法改正（ディスクロージャー関係の章）の立案を担当。 |
| 1991(平成3)年 | 大蔵省理財局補佐在職時、物納の増加に対応するため国税庁徴収部と協議しながら物納処理促進策を担当（具体的には通達の作成）。 |
| 1994(平成6)年 | 東京地方裁判所刑事部（脱税専門部）調査官として、金丸事件、消費税実刑第1号事件等の脱税事件に関した。 |
| 2001(平成13)年 | 石油公団資金部長（業務部長）として、公団廃止（独法移行）に向けた資産整理（出資株式の売却）を担当。 |

■ 主な所属学会

| |
|--|
| 租税法学会、日本税法学会（27年6月～理事：九州地区会研究委員）、租税訴訟学会（27年1月～理事：九州北支部長）、九州法学会（理事～31.12） |
|--|

■ 受賞等

| | |
|---------------|---|
| 2007(平成19)年7月 | 日税研究賞奨励賞（第30回）日本税理士会連合会主催、金子宏選考委員長 上記論文①により 【講評】無申告ほ脱犯と過少申告ほ脱犯を不作為犯として統一的にとらえる考え方、および社会奉仕命令という提案の新しさが評価されて、奨励賞に選定された |
|---------------|---|

■ 研究助成金による研究

| |
|---|
| ○ |
|---|

社会における活動等

- 九州北部税理士会八幡支部で講演「租税刑事事件の公判」平成 24 年 4 月
- 北九州市民カレッジ「税を巡る国と私達の関係」平成 25 年 1 月
- 北九州市行政不服審査会委員平成 28 年 4 月～(30.4 会長職務代理、部会長)
- 日弁連税制委員会講師 (30.5 弁護士会館)「租税刑事事件と裁判所調査官」
- 日弁連民暴対策委員会パネラー (令和元年 11 月大分)「暴力団上納金課税」

大学運営活動等

- 大学院法学研究科長 (2012.11～2019.12)、社文研所長 (2017.1～)